最終更新日：2017年6月22日
富士古河Ｅ＆Ｃ株式会社
代表取締役社長　籾井 丈一郎
問合せ先：取締役経営企画本部長　小田　茂夫
証券コード：1775
http://www.ffec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)
・当社グループ(当社および子会社をいう。以下同じ。)は、経済利益の創出とグループ企業価値の最大化を図り、グループ経営を強化することにより、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーに貢献していくことを基本とします。
・また社会・経済等の環境の変化に対応するため迅速・果断な意思決定を行うための適切な業務執行体制および監督・監視体制の構築を図るとともに、多様かつ中長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を追求していきます。

(企業統治システム)
・上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、経営の監督・監視と業務執行機能を分離し、かつ、経営の監督・監視に関しては取締役会から独立した監査役および監査役会が独自の情報収集能力を発揮し適切な監督・監視機能を果たすことが、コンプライアンスにも資すると考え「監査役会設置会社」を選択します。
・また、経営の迅速・果断な意思決定に資するため執行役員制度を導入し、執行役員を中心とした経営会議を原則毎月2回開催します。
・当社は、当社グループの企業価値向上を図るために、子会社各社の自立性を確保しつつ、上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行います。

(基本方針)
(1) 株主の権利・平等性の確保
株主の権利が実質的に確保されるよう、適時・適切な情報開示を行うとともに、円滑な議決権行使を可能とする環境整備に努めてまいります。
(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、業務を通じた社会への貢献が不可欠であるとの認識のもと、すべてのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保
経営の透明性を図り、社会から信頼され、公正な評価を受けるため、当社グループに関する非財務情報を含めた情報の公平かつ適時・適切な開示に努めてまいります。
(4) 取締役会等の責務
透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めてまいります。
(5) 株主との対話
当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、株主・投資家等との建設的な対話を積極的に進めるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】
当社は、株主総会の開催日を毎年の集中日と予測される日を避けて前倒しで開催しております。そのため、現在は招集通知に記載する情報の正確性の確保などを考慮し招集通知の早期発送は行っておりません。
なお、招集通知に記載する情報については、TDnetや当社のウェブサイトなどにより公表しており、本年は招集通知発送日前の6月1日に公表しております。

【補充原則1-2-4】
当社は、機関投資家や海外投資家の比率など現時点での株主構成を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作りおよび株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後とも必要に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は、海外投資家など現時点での株主構成を勘案し、英語での情報開示は行っておりません。今後とも必要に応じて対応を検討してまいります。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は1名ではありますが、弁護士としての専門的知見を有し、独立した立場から当社の経営の監督機能を強化する役割を十分に果たしており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しているものと判断しております。
また、公認会計士、税理士、会社経営の経験者を社外監査役とし、専門性の高い知識と経験を有した3名体制となっており、会計および税務に精通した立場から業務執行状況の監査を行い、経営監視の役割を十分に果たしております。
以上の社外役員4名の取締役会への出席状況は良好で、取締役会で十分な議論が行われており、経営の監督・監査機能が確保されていると判断しております。
なお、独立社外取締役の増員を検討してまいりましたが、相応な人材を確保するに至っておりません。今後とも人選を継続してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
(政策保有株式に関する方針)
当社は、事業戦略上の重要性、取引先との関係の維持・強化などを目的として、株式の保有が中長期的な観点から当社グループの経営に資するかを判断し、取引先の株式を保有いたします。
また、株主の保有継続の判断は、将来の見通しや保有の狙いに対する合理性を取締役会にて定期的に検証し、判断いたします。
(政策保有株式に係る議決権行使基準)
政策保有株式の議決権の行使につきましては、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかなどの観点から、議案ごとに検討し賛否を判断いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則において取締役会の事前の承認を要することと定めております。また、その取引について重要な事実を取締役会に報告することとしております。
主要株主等と取引を行う場合には、他の一般的な取引と同様の条件で行っておりますが、重要性の高い取引については、取締役会規則において取締役会の事前の承認を要することと定めております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 経営理念、経営方針、中期経営計画
1) 経営理念、経営方針
当社の経営理念および経営方針は、以下のURLにおいて開示しております。
http://www.ffec.co.jp/company/philosophy/
2) 中期経営計画
当社の中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しております。
http://www.ffec.co.jp/ir/management/plan/

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当報告書「1．1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会は、代表取締役社長に対して、各取締役の個別の報酬額に関する決定を委任しております。委任を受けた代表取締役社長は、当報告書「2．1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」および当社が定める報酬基準に基づき、社外取締役に報告の上でこれを決定します。

(4) (指名方針)
社外取締役以外の取締役については、当社の経営方針の遂行に必要な資質・経験等を勘案し候補者を決定します。
社外取締役については、当社の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保並びに持続的成長および企業価値向上に向け、経営判断に必要な見識・経験と当社からの独立性等を勘案し、候補者を決定します。
常勤監査役については、当社の業務全般を深く理解し、監査に必要な専門知識・経験等を勘案し、候補者を決定します。
社外監査役については、当社の経営監査機能の強化とともに、経営判断に有用な助言、提言をいただくため、監査に必要な専門知識を有するとともに、経営判断に必要な見識・経験と当社からの独立性等を勘案し、候補者を決定します。
(手続き)
当社は、経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名を行うに当たり、代表取締役社長が指名方針などに基づき指名し、社外取締役に事前に説明した上で取締役会にて審議・決議しています。なお、監査役候補については事前に監査役会の同意を得て、取締役会で審議・決議しています。

⑸ 定時株主総会参考書類に取締役、監査役候補者の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令ならびに定款で定める事項のほか、経営方針や経営計画、重要な財産の処分・譲受など、取締役会規則で定める重要事項について決議を行っております。
また、業務執行取締役および執行役員を中心として構成する経営会議に業務執行に関する決定を委ねることにより、業務執行に関する意思決定および経営の迅速化を図っております。
なお、取締役会に報告すべき事項を定めるとともに業務の執行状況を定期的に取締役会に報告することにより、取締役会による業務執行の監督の実効性を確保しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める社外役員の独立性に関する要件に加え、高い専門性と豊富な経験を考慮し、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を候補者として選任しております。

【補充原則4-11-1】
当社の業務に精通した社内取締役と、高い専門性と豊富な経験を有する社外取締役を組み合わせて、取締役会全体として専門性や知識、経験などの異なる多様な能力を備えた取締役で構成しております。
また、取締役会の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、定款に定めております16名以内で、適切と考える員数を決定しております。

【補充原則4-11-2】
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の取締役会への出席状況は良好で、その役割・責務を果たすために必要な時間は確保されております。
なお、取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職については、毎年事業報告および定時株主総会参考書類に記載し開示しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、全ての取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営等の項目についてアンケートによる実効性の評価・分析を実施しました。評価の結果については、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、実効性は確保されていると評価しました。
なお、評価結果を踏まえ、取締役会での更なる議論の活性化・充実に向け、今後も必要な対応策を検討するとともに、更に実効性を向上させるべく努めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、各取締役・監査役が必要な知識等を習得するべく、適宜社外の研修・セミナー等を受講できるよう支援体制を整えております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役には、取締役会での執行役員による業務執行に関する報告や各種会議および社内委員会などへの出席により、当社の事業内容や経営状況に対する理解を深める機会を設けております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主からの面談を含む対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、前向きに対応いたします。なお、対応の方針の詳細は以下の通りです。
(1) 当社のIRにおける責任者は取締役経営企画本部長となります。
(2) IR責任者である取締役経営企画本部長は、経営企画部門、人事総務部門、財務経理部門、業務企画部門等のIRに関連する部門を統括しており、決算説明会等においては、部門間での有機的な連携を図りながらIR活動を推進しております。
(3) 年2回の決算説明会の開催およびそれら資料のホームページ掲載や株主通信の送付を含めたIR活動の充実に努めております。
(4) 機関投資家や株主との対話においてなされた意見や質問は、必要に応じて経営陣幹部や取締役会メンバーおよび関係部門にフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。
(5) 株主・投資家との対話に際しては、社内規程「内部者取引管理規程」に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士電機株式会社	20,790,925	46.07
古河電気工業株式会社	9,097,400	20.16
富士古河E＆C社員持株会	1,874,885	4.15
富士通株式会社	859,940	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	613,000	1.36
株式会社横浜銀行	304,400	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	240,000	0.53
鈴木良一	200,000	0.44
吉永英隆	170,000	0.38
朝日生命保険相互会社	151,800	0.34

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	富士電機株式会社　(上場:東京、名古屋、福岡)　(コード)　6504

補足説明 更新

1．上記大株主の状況は、2017年3月31日現在のものです。
2．上記のほか、当社保有の自己株式160千株(0.36%)があります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社グループ唯一の施工会社でありますが、取引条件等については一般取引と同様としております。また、親会社グループからの事業活動を行う上での制約事項はなく、自ら経営責任を持って事業を行い、親会社グループ外への販路拡大にも努めており、上場企業として独立性を確保し、公正かつ適正に対応しております。
当社は、富士電機グループに属していますが、常にすべての株主へ公平な情報開示を行うべく、経営企画部および財務経理部を中心として適時開示規則のチェックを行っており、一部の株主へ偏った情報を開示することが無いよう努めております。また、適時開示情報は、直ちに当社ホームページに掲載するなどして、迅速かつ容易に株主はじめその他のステークホルダーの皆様が知り得る体制をとっています。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社による事業上の制約等はないと認識しており、自主性・自律性を確保しながら、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。また、親会社との間では、出向者の受け入れなどの人事交流はありますが、独自の経営判断を妨げるものではなく独立性は確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川島 清嘉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島 清嘉	○	―	弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から当社の経営の監督機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に貢献いただけるものと考えております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める項目に該当するものはありません。 以上を踏まえ、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人および内部監査部門と、適宜情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。
また、社外取締役と連携を図り、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒田　和人	公認会計士													
福岡　敏夫	税理士													
白坂　有生	他の会社の出身者									△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

荒田　和人	○	―	公認会計士および税理士の資格を有しており、会計監査経験に基づく高い識見を有しております。同氏は、平成23年8月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しており、当社と同監査法人との間には、監査報酬等の支払の取引がありますが、その監査報酬等は、同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものであります。また、同氏は、平成14年度まで同監査法人において当社の監査業務に携わっておりましたが、以降一切当社の監査業務に携わっておらず、同氏は独立性を充分に有していると判断し、独立役員に指定しております。
福岡　敏夫	○	―	国税職員および税理士として経験を重ね、税務、財務および会計に関する豊富な専門知識を有していることから、適切な監査を実施いただけるものと考えております。 また、当社の主要取引先、主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める項目に該当するものはなく、独立性を充分に有していると判断しております。
白坂　有生		―	古河電気工業グループにおいて海外子会社社長等の要職を歴任し、現在は古河電気工業株式会社監査役（常勤）の職にあるなど、企業経営に対する高い見識と監督能力を有しており、監査の充実に有効であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対して報酬全体としては、年間の業績に連動した報酬を支給しており、支給水準は、業績を総合的に勘案して決定しています。
また、常勤取締役は、株式累積投資制度を利用して自社株の取得に努めています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 93百万円（8名）

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。
これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。
なお、本方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

(1) 常勤取締役

各年度の業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、次のとおりの構成、運用といたします。

・定額報酬

役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。なお、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。

・賞与

各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、支給するものといたします。

(2) 社外取締役、非常勤取締役および監査役

社外取締役、非常勤取締役および監査役は、職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。
なお、社外取締役、非常勤取締役および監査役の自社株式の取得は任意といたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは、経営企画部門が行っており、取締役会の都度、事前に資料の配付、説明等を行うほか、適宜必要な情報の提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、経営監督、重要な意思決定を担う取締役会、経営監査の機能を担う監査役会を設置しております。また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を分離しており、執行役員を中心とした経営会議を原則毎月2回開催し、より具体的でスピーディーな経営判断がなされるよう図っております。

(1) 取締役会

経営体質の一層の強化、充実を図り、更なる企業価値向上を図るために1名増員し、取締役は9名（うち社外取締役1名）であり、事業年度における経営責任の明確化、および環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としております。
取締役会は原則毎月1回開催し、重要事項の決裁のみならず、経営方針等について活発に議論を行っております。

(2) 監査役会

監査役は4名であり、長年にわたる経理部門・経営管理部門の経験、会計監査の経験を有しており、財務および会計に関する相当の見地を有するものであります。
監査役4名中3名を社外監査役としており、監査役機能の充実によって、経営の監査機能の整備・強化を図ることができるものと考えております。
監査役は、取締役会および経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、客観的な立場から意見を表明するとともに、意思決定の適法性や妥当性、業務執行状況の監査を行っております。
また、監査役、内部監査部門、会計監査人および社外取締役は、適宜相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

(3) 内部監査

内部監査は、社内組織として監査室が設置されており、他部門からは独立した部門として組織され、専任者7名を置いております。
監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性の確保を図っております。

(4) 会計監査人

会計監査人監査は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しており、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。
なお、平成29年3月期の会計監査における業務執行社員は、伊藤正広氏、前田隆夫氏の2名であり、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(5) コンプライアンス委員会

全社横断的に法令遵守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しております。リーガルリスクについては、経営企画本部にて一元管理することとしており、重要な法務問題は、顧問契約を締結している法律事務所等に適宜相談を行い、対応しております。

(6) 責任限定契約の締結

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負うものとしております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役および監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載の施策により、コーポレート・ガバナンスの充実を確保できると考え、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を回避するよう努めており、2017年は6月22日に開催しました。
その他	招集通知は発送日前の2017年6月1日に、当社ホームページ等に掲載しております。 また、株主の利便性を考慮し、本店所在地（川崎市）で開催しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および第二四半期決算説明会を年2回（5月・11月）開催しております。 また、アナリスト、機関投資家との個別ミーティングを積極的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、有価証券報告書、株主様向け報告書、株主総会招集ご通知、株主総会決議ご通知、決算説明会資料等を掲載しております。 http://www.ffec.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役経営企画本部長 IR担当部署：経営企画本部経営管理統括部経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に、ステークホルダーの尊重、コミュニケーション活動等について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、経営理念および企業行動憲章において、総合設備工事企業としてお客様の満足を通じて社会に貢献することを基本理念としております。 太陽光発電設備の施工をはじめとした低炭素社会を支える事業や省エネ技術を提供することで、持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進しております。 また、復興支援ボランティア活動、災害への寄付、地域の美化活動に積極的に取組んでおります。
その他	<女性活躍推進の取組み> 当社は、家庭と仕事の両立を支援する制度の構築や労働環境の整備など、様々な取組みを行っております。 また、管理職育成計画の策定や職場の支援体制構築にも取組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、地球社会の良き企業市民として、地域･顧客･パートナー等、ステークホルダーとの信頼関係を深めながら、長年にわたり蓄積した豊富な技術とノウハウをベースに、総合設備企業として社会への貢献を行い、それらを通じて企業価値の最大化を追求し、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。この基本方針を具現化するため、次のとおり当社における業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

(1) 取締役･使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a 経営の透明性･適法性および監視監督機能の実効性を確保するため、社外から取締役、監査役を招聘する。

b 当社グループの全役職員に対し、当社グループの経営理念および行動規範である企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その遵守徹底を図る。

c コンプライアンス規程およびコンプライアンス･プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。

･コンプライアンス委員会において、当社グループを取り巻く法令･社会的規範の遵守徹底を図る。

･当社グループの事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス･プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。

･通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社グループの使用人から当社への通報を容易にする内部通報制度を整備し、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。当社グループの役職員は、この規程に基づき内部通報した当該使用人に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

･上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

d 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、監査役と事前に協議する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 当社グループにおける事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定する。特定のリスクについては、リスク毎に担当部門を定め、準拠すべき規定･マニュアルを整備し、適切なリスク管理体制を構築する。

b 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。

c 内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制が適切に構築され、的確な運用がなされているか、定期的に監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

a 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と、業務執行機能を分離することで業務の効率化を図るとともに、執行役員を中心とした経営会議を開催し、より具体的で迅速な経営判断がなされるよう努める。また取締役会規則、決裁権限規程により、業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。

b 当社グループの全体を網羅した各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

(6) 当該株式会社その親会社および子会社における業務の適正を確保するための体制

a 富士電機グループの一員として、当該グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。

b .当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議･報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的に開催し、運用する。

c 関係会社管理規程を制定し、グループ各社の経営上の重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求める。

d グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。

e 内部監査部門は、グループ各社の業務の適正が継続的に確保されているか、定期的に確認する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、職務執行上必要に応じて経営企画部門および内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人はその補助業務を取締役から独立して行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

a 監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を定めるほか、子会社の取締役、監査役および使用人が当社監査役に対し報告すべき事項についても制定する。また、監査役が当社グループの事業について、当社および子会社の役職員に対し報告を求めた場合、当該報告をしなければならない。

b 上記報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(9) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。

b 監査役は、内部監査部門、会計監査人および社外取締役と相互に情報交換を行うことで連携を強化し、監査の実効性と効率性の向上を図

る。
c 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等につき意見交換や、必要と判断される要請を行い、相互認識を深めるよう努める。
d 監査役の職務の執行にかかる費用について、あらかじめ予算を計上するよう努め、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、法令その他社会的規範の遵守を経営上の重要課題と位置付けており、当社グループの企業行動憲章ならびに行動指針においてこれを宣言しております。
この理念の徹底、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づく体制整備のための、コンプライアンス委員会活動、企業倫理ヘルプラインの設置等を通じて、反社会的勢力および団体の排除に向けて、組織的な対応を図ることを、内部統制システムの整備に関する基本方針に定めております。
具体的な対応部門は人事総務部としており、警察当局・顧問弁護士等との連携を図るとともに、地域団体への加入等を通じた情報収集ならびに研修活動を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．会社情報の適時開示に対する基本姿勢

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に従い、適時･適切に会社情報の開示を行うとともに、関係法令に該当しない情報であっても、株主･投資家の皆様にとって有用であると判断される情報について、可能な範囲で積極的かつ公平な開示に努めております。

2．会社情報の適時開示に係る社内体制

会社情報の内容により、次のような体制を構築しております。

(1) 決定事実並びに決算情報に関する情報

重要な決定事項並びに決算情報は、経営企画本部に集約され、開示の要否･内容について情報取扱責任者を中心に協議します。
開示が必要な場合には、社長に報告し、取締役会の承認を得たうえで迅速に開示を行います。
取締役会には監査役が出席しており、また、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士の助言を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示できるよう図っております。

(2) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、事実の発生を認識した部門から、経営企画本部に速やかに情報が集約され、開示の要否･内容について情報取扱責任者を中心に協議します。
開示が必要な場合には、社長の承認を得たうえで迅速に開示を行います。

(3) 以上の情報開示は、株式会社東京証券取引所の適時開示システム（TDNet）を用いて行い、併せて東京証券取引所内の記者クラブへの資料配付、および当社ホームページへの掲載によるものとしております。

「コーポレートガバナンス体制図」

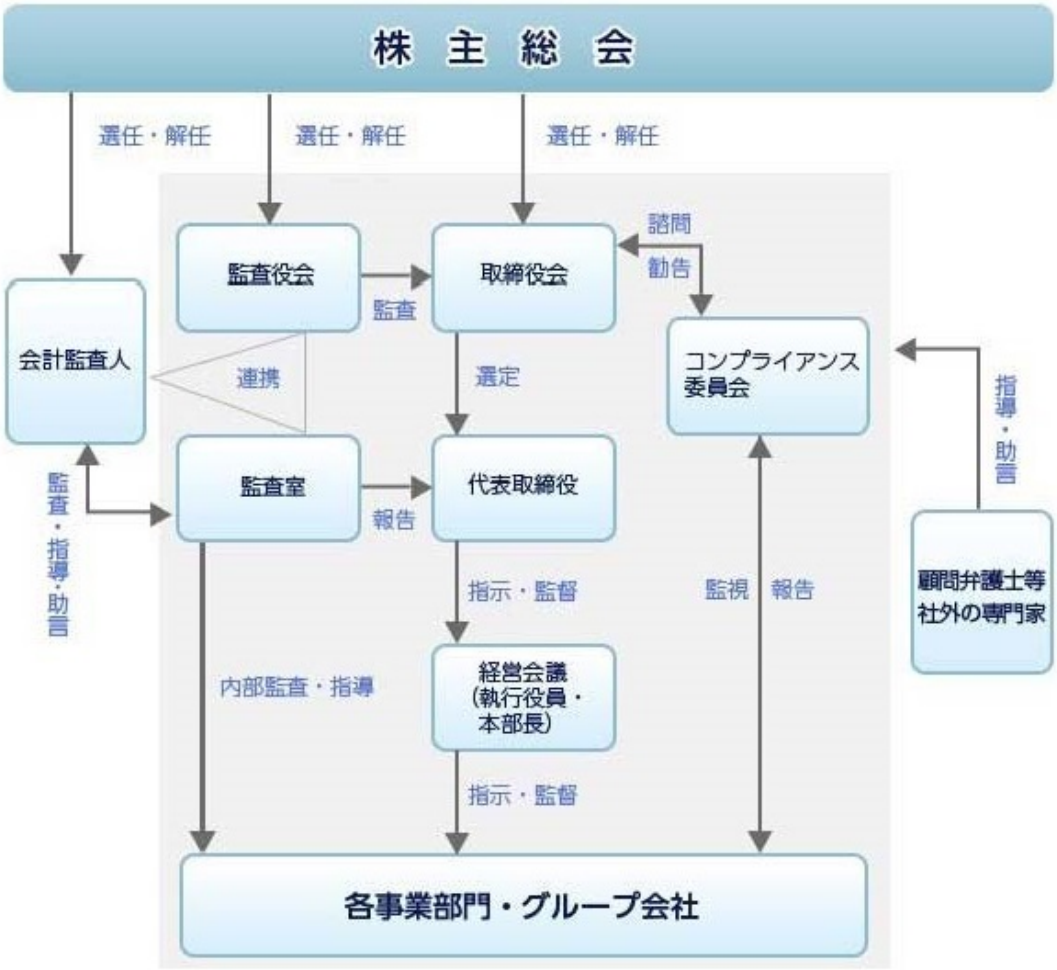

「適時開示に係る社内体制図」

